

山口市関わりしろ創出モデル事業支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、山口市関わりしろ創出モデル事業支援業務に係る委託業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

山口市関わりしろ創出モデル事業支援業務

(2) 業務内容

別紙「山口市関わりしろ創出モデル事業支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月17日（金）まで

(4) 委託上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

3. 参加資格

- (1) 令和4年6月23日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和4・5・6年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分「企画・製作」の「イベント等の企画」、「イベント等の運営」の営業種目で登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加意向申出書の提出日から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指定停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者ではないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

4. 質問およびそれに対する回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

- ① 提出書類：質問書（様式第2号）
- ② 提出方法：電子メール（受付期限内必着）
- ③ 受付期限：令和4年5月27日（金）午後5時まで
- ④ 提出先：山口市農林水産部定住促進課定住促進担当
E-mail：teiju@city.yamaguchi.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を集約し、質問者名をふせて、令和4年5月31日（火）までに、山口市公式ウェブサイトに掲載する。ただし、簡易な質問等については、電子メール等により個別に回答する。

5. プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望するものは、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類：プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
- (2) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）
- (3) 提出期限：令和4年6月1日（水）午後5時まで
- (4) 提出先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市農林水産部定住促進課定住促進担当
- (5) 提出部数：1部

6. 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル提案書等提出文書（様式第3号）
- ② 提案書（任意様式）
表紙を除き、A4両面印刷で20ページ（10枚）まで。
- ③ 業務実施体制（様式第4号）
- ④ 業務実績書（様式第5号）
- ⑤ 会社概要書（任意様式）
既存のパンフレット等で可

⑥ 見積書（任意様式）

※宛名は山口市長とし、業務内容及び人件費等の積算内訳を記載すること。

(2) 提案内容

① 仕様書を踏まえた実施方針等について記載すること。

② 別紙「山口市関わりしろ創出モデル事業支援業務提案書評価基準」を踏まえ、次に掲げる内容ごとに、提案者としてのアピールポイントを「提案書」に明記すること。

ア 業務目的に対する理解等

イ 業務の企画内容等

ウ 提案内容の実現性

(3) 書類作成上の留意事項

① A4版縦、両面印刷、左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

② 提案書類一式を上記(1)①～⑥の順番に並べてフラットファイル(A4・色は指定なし)に綴じ、インデックスを貼ること。

(4) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）

(5) 提出期限：令和4年6月10日（金）午後5時まで

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、提出を辞退したものとみなします。

(6) 提出先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市農林水産部定住促進課定住促進担当

(7) 提出部数：正本1部、副本6部

7. 審査の実施

(1) 評価委員会

山口市関わりしろ創出モデル事業支援業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を別紙「山口市関わりしろ創出モデル事業支援業務提案書評価基準」に基づき評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を選定する。

評価委員会は、委託料の総額の範囲内で、60点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委

員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、次の順で受託候補者を選定する。

- ① 審査項目「(2) 業務の企画内容等」の得点が高い提案者。
- ② 審査項目「(3) 提案内容の実現性」の得点が高い提案者。
- ③ 審査項目「(1) 業務目的に対する理解等」の得点が高い提案者。
- ④ 審査項目「(4) 実施体制」、「(5) 業務実績」の合計点が高い提案者。
- ⑤ 「(6) 見積金額」の得点が高い提案者。
- ⑥ 以上においても同点の場合は、評価委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

(2) 審議結果

選定結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、山口市公式ウェブサイトにおいて公表する。

なお、選定された受託候補者については名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の提案者についても、名称をふせて採点結果を公表する。

8. 契約の締結

選定された受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合、市は受託候補者の次点者と交渉を行うことがある。

9. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

10. その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 提出書類は、本プロポーザルのみを使用し、目的外には使用しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

11. 選定スケジュール

- 募集要領等の公表・・・・・・・・・・5月19日（木）
参加意向申出書提出期間・・・・5月19日（木）～6月1日（水）
質問の受付期間・・・・・・・・・・5月19日（木）～5月27日（金）
質問に対する回答期限・・・・5月31日（火）
提案書等の受付期間・・・・・・6月2日（木）～6月10日（金）
プレゼンテーション・・・・・・・・6月23日（木）（予定）
※日程は、別途通知します（6月17日頃予定）。
審査結果通知・・・・・・・・・・6月29日（水）（予定）

12. 問合わせ先

山口市農林水産部定住促進課定住促進担当
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
電話番号：083-934-4646
FAX 番号：083-934-2867
E-mail：teiju@city.yamaguchi.lg.jp